

競 技 規 程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人中部日本ボールルームダンス連盟（以下「本法人」という。）の定款第4条第2号、第3号及び第4号に基づき、ボールルームダンス競技に関し、必要な事項を定める。

（競技会）

第2条 本法人内で開催する競技会は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----------|-----------------------------------|
| (1) | 本法人主催の競技会 | 中部日本ダンス選手権、
名古屋インターナショナルダンス選手権 |
| (2) | 本法人協賛の競技会 | 級別ダンス競技会、前号以外の選手権 |
| (3) | 本法人主管の競技会 | J B D F 選手権 |

（部門）

第3条 本法人の競技会は、プロフェッショナル（以下「プロ」という。）、アマチュア（以下「アマ」という。）、シニア、及びグランドシニア部門とし、それぞれにおいてスタンダード及びラテンアメリカンに分ける。

2 プロ・アマ混合の競技会は、理事会の承認を得てこれを開催することができる。

（地域制限）

第4条 競技会は、オープン競技会又はクローズ競技会とする。

2 オープン競技会は、いかなる地域の選手の出場を認めるものとし、クローズ競技会は、指定した地域以外からの選手の出場を認めない。

3 競技会をオープン又はクローズとするかは、主催県連盟が決定する。

(競技内容)

第5条 選手権及び級別競技会の競技内容は、次のとおりとする。

競技会名称	部門	競 技 内 容
中部日本ダンス選手権	プロ・アマ	スタンダード、ラテンアメリカン共に5種目総合 但し、Vw、Jは準決勝からとする。
	シニア・ グランドシニア	スタンダード、ラテンアメリカン共に2種目総合 又はそれ以上の種目の総合
名古屋インター ナショナルダン ス選手権	プロ・アマ	スタンダード、ラテンアメリカン共に5種目総合 又は4種目総合 5種目の場合、Vw、Jは準決勝からとする。
第2条第2号の 選手権	プロ・アマ	スタンダード、ラテンアメリカン共に5種目総合 又は4種目総合 5種目の場合、Vw、Jは準決勝からとする。
A 級競技会	プロ・アマ・ シニア・ グランドシニア	スタンダード、ラテンアメリカン共に4種目総合、 3種目総合又は2種目総合 但し、シニア、グランドシニアは、単科も可
B 級競技会 C 級競技会 D 級競技会	プロ・アマ・ シニア・ グランドシニア	スタンダード、ラテンアメリカン共に4種目総合、 3種目総合、2種目総合又は単科
ノービス級 競技会	プロ・アマ・ シニア・ グランドシニア	スタンダード、ラテンアメリカン共に2種目総合 又は単科

2 本法人主管のJBDF選手権の競技内容は、本法人運営委員会競技委員会が決定する。

(出場資格)

第6条 選手権及び級別競技会の出場資格は、次のとおりとする。

競 技 会 名 称	出 場 資 格
中部日本ダンス選手権	C級以上の登録選手
名古屋インターナショナル ダンス選手権	本法人運営委員会競技委員会の決定による。
第2条第2号の選手権	主催県連盟の決定による。
A 級競技会	A、B級の登録選手
B 級競技会	B、C級の登録選手
C 級競技会	C、D級の登録選手
D 級競技会	プロD級、ノービス級登録選手 アマD級登録選手 シニア及びグランドシニアD級登録選手
ノービス級競技会	ノービス級登録選手及び未登録選手

2 混合級で行うときは、上位級の出場資格とする。

3 本法人主管のJBDF選手権の出場資格は、本法人運営委員会競技委員会が決定する。

(審査員の構成等)

第7条 競技会の審査、審査員の指名及び構成等については、審査委員会規程の定めるところによる。

(採点管理)

第8条 競技会における採点管理者は、採点管理者資格を有していなければならない。

2 採点管理者資格等については、公益財団法人日本ボールルームダンス連盟（以下「公益法人」という。）の採点管理者認定規定の定めるところによる。

(出場申込)

第9条 競技会出場申込は、出場料を添えて県連盟又は本法人運営委員会競技管理委員会選手管理部無所属選手係を通じて、主管又は主催県連盟に出場申込をしなければならない。

2 競技会の出場料は、次のとおりとする。

- (1) 中部日本ダンス選手権 6,000円
- (2) 第2条第2号の選手権 主催県連盟が決定する。
- (3) 級別競技会 5,000円

但し、ノービス級未登録組は、6,000円とする。

3 名古屋インターナショナルダンス選手権及び本法人主管のJBDF選手権の出場申込に関しては、本法人運営委員会競技委員会が決定する。

4 欠場又は出場取消をする選手は、欠場届又は出場取消届を主管又は主催県連盟に提出しなければならない。

(フィガー制限)

第10条 アマノービス級のフィガー制限は、次のとおりとする。

級	フィガー制限
アマノービス級 スタンダード	JBDF「ボールルーム(スタンダードダンス)テクニック」の 全内容。
アマノービス級 ラテンアメリカン	JBDFラテンアメリカン テキストの全内容。

(服装)

第11条 アマノービス級以外のスタンダードの服装は、礼服(燕尾服)を着用し、ラテンアメリカンは自由とする。

2 アマノービス級の男女の服装、は次のとおりとする。

- (1) 男子 上着、ブラックタイ(蝶タイ)又はネクタイ着用。
シャツは白の無地とし、立ち襟も可。
学生服、ベストも可。
ラテンアメリカンの場合は、シャツとベスト、シャツのみでも可。
- (2) 女子 飾りの無いものが好ましい。
織り柄などの模様は可。
ダイヤспан、спанコール等の飾りは不可。
スラックスは不可
肩骨は露出しない(例 タンクトップ、ワンショルダー)
髪飾りは禁止

はちまき、バンダナ、チョーカーは禁止とする。
 スカート丈は踝（くるぶし）の上 10 cm 以上を目安とする。
 生地を二段以上重ねない。（裏地は可）
 フリルの長さは 10 cm 以内とする。
 ドレスに似せたような服装は禁止。

（背番号）

第12条 主催者から配付された背番号の台紙の大きさ、表示方法等を加工して使用することは、禁止する。

2 出場選手が前項の規定に違反したと認められるときは、審査員長の決定により、これを失格とさせることができる。

（表彰）

第13条 競技会を主管又は主催する県連盟は、下記の出場選手に対して賞状を交付しなければならない。

- (1) 中部日本ダンス選手権 決勝及び準決勝出場選手
- (2) 第2条第1項第2号の選手権 決勝及び準決勝出場選手
 但し、準決勝出場選手に対しては、主催県連盟が決定する。
- (3) 級別競技会 決勝出場選手

但し、上記第1号及び第2号に関しては、当日出場組数が12組以上の場合とし、12組未満の場合は決勝出場選手のみに賞状を交付するものとする。

2 中部日本ダンス選手権のプロ決勝出場選手に対する賞金は、次のとおりとし、アマ、シニア、及びグランドシニア決勝出場選手に対する副賞は、主管県連盟が決定する。

第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位	準決勝
¥150,000	¥100,000	¥80,000	¥60,000	¥40,000	¥30,000	¥20,000

3 第2条第1項第2号の選手権及び級別競技会の賞金並びに副賞は、主催県連盟が決定するが、下記の競技のプロ決勝出場選手に対する賞金は、上限を次のとおりとする。

	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位	第6位
A級（4種目）	¥50,000	¥40,000	¥35,000	¥30,000	¥25,000	¥20,000
A級（2種目）	¥30,000	¥25,000	¥20,000	¥18,000	¥17,000	¥17,000
B級選手権	¥30,000	¥25,000	¥20,000	¥18,000	¥17,000	¥17,000

	第 1 位	第 2 位	第 3 位	第 4 位	第 5 位	第 6 位
B 級	¥ 20,000	¥ 17,000	¥ 15,000	¥ 12,000	¥ 12,000	¥ 12,000
C 級	¥ 15,000	¥ 13,000	¥ 12,000	¥ 10,000	¥ 10,000	¥ 10,000
D 級、ノービス級	¥ 12,000	¥ 10,000	¥ 8,000	¥ 7,000	¥ 7,000	¥ 7,000

但し、各順位の金額は、1 2 組以上の出場申込があった場合とし、それ未満の場合は当日出場組数に応じて下記の通りとする。

- (1) 1 0 組～1 1 組の場合：優勝～5 位までとし優勝者が 2 位の金額となる。以下順次繰り下がり、5 位が 6 位の金額とする。
 - (2) 8 組～9 組の場合：優勝～4 位までとし優勝者が 3 位の金額となる。以下順次繰り下がり、4 位が 6 位の金額とする。
 - (3) 6 組～7 組の場合：優勝～3 位までとし優勝者が 4 位の金額となる。以下順次繰り下がり、3 位が 6 位の金額とする。
 - (4) 4 組～5 組の場合：優勝～2 位までとし優勝者が 5 位の金額となる。以下順次繰り下がり、2 位が 6 位の金額とする。
 - (5) 2 組～3 組の場合：優勝のみとし優勝者が 6 位の金額となる。
- 4 名古屋インターナショナルダンス選手権及び本法人主管の J B D F 選手権の表彰は、本法人運営委員会競技委員会が決定する。

(競技会開催予定)

第14条 次競技年度に競技会の開催を予定している県連盟は、1 0 月末までに競技会開催予定表及び次年度行事予定表を提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 本法人運営委員会競技委員会は、前項の競技会開催予定表及び次年度行事予定表を基に次年度本法人管内行事予定表を作成する。
- 3 行事開催日、競技会種目等の調整は、競技委員会委員長が当該県連盟会長と相談の上、行うものとする。

(補則)

第15条 この規程に定めることのほか、ボールルームダンス競技に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、令和 元年 1 2 月 1 日からこれを施行する。